

防整整第 8 1 0 3 号
令和 7 年 3 月 3 1 日

大 臣 官 房 会 計 課 長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部防衛部施設課長 殿
情報本部計画部事業計画課長
防衛装備庁長官官房会計官
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長

整備計画局施設整備官
(公 印 省 略)

自衛隊施設における太陽光発電設備の整備に関する細部事項について
(通知)

標記について、自衛隊施設における太陽光発電設備の整備基準について（防整施第
8 0 3 6 号。令和 7 年 3 月 2 8 日）第 5 に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、提供施設計画官、地方協力局総務課長、環境政
策課長

自衛隊施設における太陽光発電設備の整備に関する細部事項

(趣旨)

第1 この通知は、自衛隊施設における太陽光発電設備の整備基準について（防衛施第8036号。令和7年3月28日。以下「整備基準」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(太陽光発電設備を整備しない建築物)

第2 次の各号の自衛隊施設については、太陽光発電設備を整備することにより部隊運用へ影響するおそれがあることから、原則、太陽光発電設備の整備は行わないものとする。

- (1) 火薬庫
- (2) 燃料貯蔵等関連施設
- (3) 通信局舎
- (4) 隠蔽を目的とした自衛隊施設
- (5) その他部隊運用に影響するおそれがある自衛隊施設

(実施設計)

第3 太陽光発電設備の設計は、建築設備設計基準によることとする。

2 飛行場を有する自衛隊施設においては、太陽光発電設備の設置により生じる太陽光グレアが管制官及び航空機パイロットへ与える影響のほか、太陽光発電設備の設置による航空保安施設の電波への影響の有無について確認し、その結果に基づき、運用部隊等に説明し、部隊運用に影響を与える恐れがないか協議するものとする。

(マイクログリッドのシステム構成)

第4 自衛隊施設のマイクログリッドのシステム構成については、次のとおりとする。

- (1) 整備基準第4(1)については、太陽光発電設備を各建築物へ整備していくものであり、付紙図1のように送配電網に太陽光発電設備を接続させるマイクログリッドのシステムである。
- (2) 整備基準第4(2)については、付紙図2のような太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせたマイクログリッドのシステムである。

(その他)

第5 太陽光発電設備で得られた電力は、自衛隊施設で消費することを原則とする。

2 この通知によりがたい場合は、施設整備官と協議をすること。

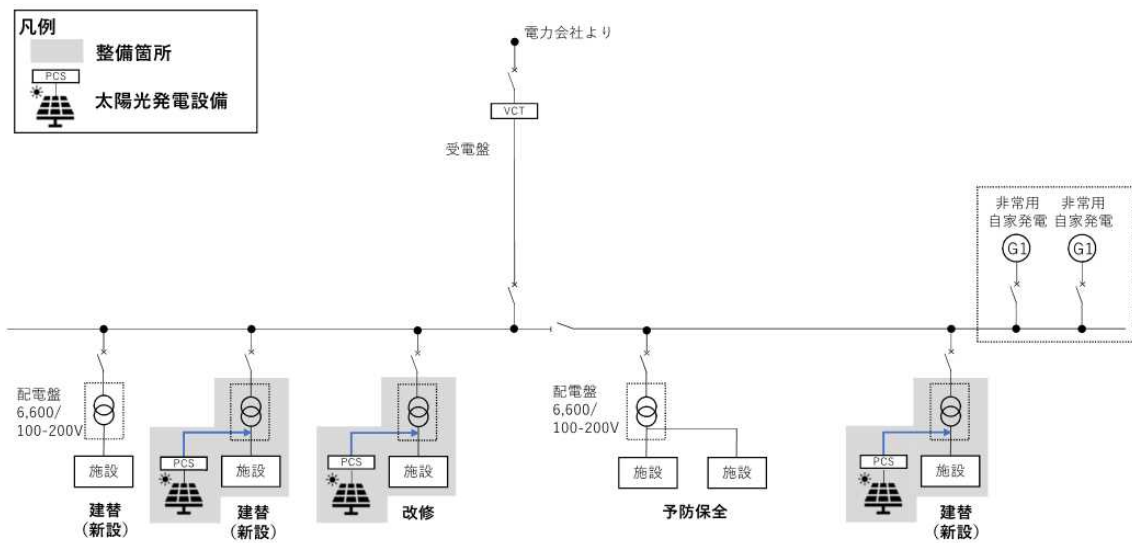


図1 マイクログリッドのシステムイメージ1

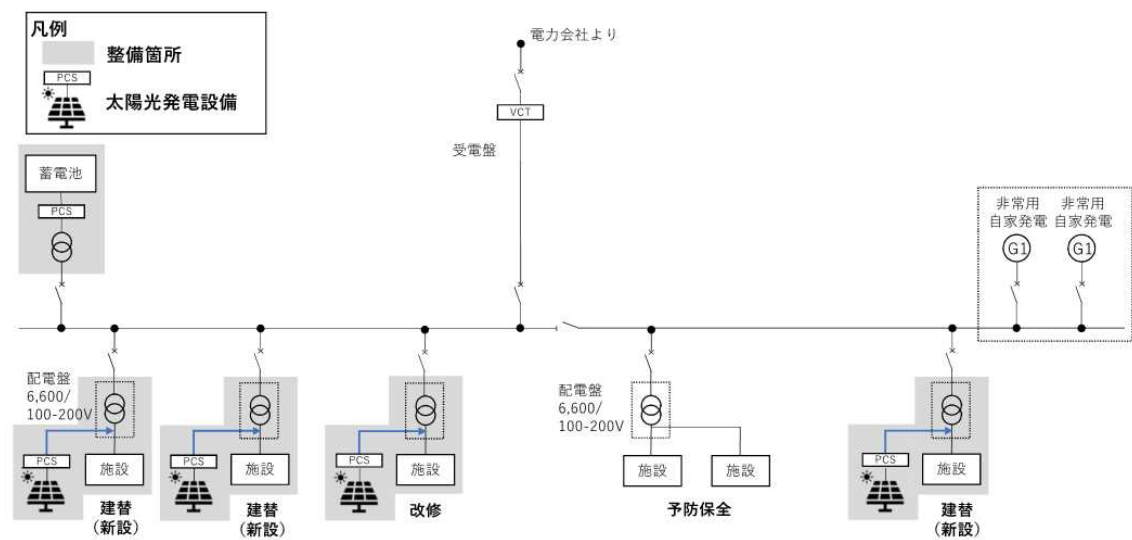


図2 マイクログリッドのシステムイメージ2